

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、1985 年の 56,777 人をピークに減少に転じ、2015 年から 2020 年の 5 年間では 3,136 人の減少で、減少率は 6.9%となっている。

自然動態では、出生数は減少、死亡数は増加傾向にあり、2022 年には 600 人以上減少している。

人口の長期的増減の指標である合計特殊出生率では、君津地域の他の自治体と比較すると大きく下回り、他の 3 市がおおむね 1.2～1.5 台で推移しているのに対し、本市では 2019 年まで 1.0～1.1 台で推移しており、直近では 0.9 を切るところまで低下している。また、千葉県平均と比較しても低い水準にある。

社会動態（転入・転出）では、基本的に転出超過状態となっている。転入数は横ばいの傾向が続いていたが、徐々に減少傾向にあり、一方転出数は、2012 年頃まで減少傾向にあったが、それ以降は徐々に増加の傾向にある。

将来人口の推計と分析では、現在まで続く年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の減少がこの先も続いて行き、老年人口（65 歳以上）も 2020 年をピークとして減少が続いていく見込みである。

（出典：富津市人口ビジョン 2050 令和 7 年 3 月）

本市は、卸売業・小売業等の第 3 次産業が事業所数、従業者数ともに 7 割以上となっており、次いで製造業の第 2 次産業が 2 割以上、農業等の第 1 次産業は 1 割以下となっている。

（出典：平成 24 年、平成 28 年、令和 3 年「経済センサスー活動調査」）

本市においても少子高齢化による人手不足、原材料価格の高騰等により、市内の事業者をとりまく環境は依然として厳しい状況にある。

事業者が高齢となり、後継者の確保や育成が難しいといった理由により、休業や廃業を余儀なくされている。事業承継への計画的な準備の重要性について、専門機関等と連携し、事業者への「気付き」と早期取り組みの啓発が必要である。厳しい事業環境を乗り越えるためには、企業の労働生産性を向上させるための後押しが必要である。引き続き、労働生産性向上や賃上げ促進のために、設備を生産性の高い設備へと一新させるための支援を行い、市内の事業者への労働生産性の向上を図る。

(2) 目標

計画期間内において 10 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が基準年度比（直近の事業年度末）で、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当地域では、電気業や製造業を始め多種多様な産業があることから、先端設備導入が幅広く促進できるよう本計画において対象とする設備等の種類は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電を目的とした、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電設備に関しては、その性質から、市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、市内に所在する事業所等（従業員などが常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画の対象業種及び対象事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

当計画が国の同意を受けた日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮することから、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。